

目 次

告 示

認可地縁団体の告示事項の変更

津市下水道排水設備指定工事店の指定の停止

公示送達

公示送達

国民健康保険被保険者証の無効

津市斎場の使用料の徴収事務の委託

公示送達

公示送達

地縁による団体の認可

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

公 告

犬の抑留

開発行為に関する工事の完了

開発行為に関する工事の完了

犬の抑留

犬の抑留

平成19年4月分津市農用地利用集積計画

犬の抑留

開発行為に関する工事の完了

犬の抑留

犬の抑留

市営住宅補充入居者の募集

市営若者住宅補充入居者の募集

市営住宅併設店舗補充入居者の募集

水道告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市告示第148号

地方自治法(昭和22年法律第67号) 第260条の2第11項の規定により、平成5年一志町告示第32号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成19年5月1日

津市長 松田直久

1 届出者

片山自治会

三重県津市一志町大仰878番地2

代表者 井田俊一

2 変更に係る事項

(1) 地縁による団体の区域

変更前	本会の区域は、三重県一志郡一志町大字大仰字森、字岡前、字銭神、字神田谷2129番地、2130番地、字上山2361番地の2の区域とする。
変更後	本会の区域は、三重県津市一志町大仰字森、字岡前、字銭神、字神田谷2129番地、2130番地、字上山2361番地2の区域とする。

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県一志郡一志町大字大仰878番地の2
変更後	三重県津市一志町大仰878番地2

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の区域、事務所の所在地及び代表者の住所が、市町村合併により平成18年1月1日に表示変更になったため

津市告示第149号

津市公共下水道条例（平成18年条例第201号）第15条第2項の規定により、次のとおり指定工事店の指定の効力を停止するので、同条例第17条第1項第2号の規定により告示する。

平成19年5月1日

津市長 松田直久

指定を停止した業者

業者名	所在地	停止期間
セントラルクリ ーンサービス	津市本町4番6号	平成19年5月7日から 平成19年6月5日まで

津市告示第150号

下記の者に対する差押解除通知書は、居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けるべきものから交付の申し出があれば交付する。

平成19年5月2日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考
津市高茶屋小森町268 7番地3	有限会社 新光土木	

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第151号

下記の者に対する納期限変更告知書は、居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けべきものから交付の申し出があれば交付する。

平成19年5月2日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考
津市高茶屋小森町268 7番地3	株式会社 新光土木	

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第152号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成19年5月10日

津市長 松田直久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
4112137	平成18年10月 1日	平成19年 4月 4日
0852384	平成18年10月 1日	平成19年 4月 5日
0104574	平成18年10月 1日	平成19年 4月 5日
0643627	平成18年10月 1日	平成19年 4月 6日
0292680	平成18年10月 1日	平成19年 4月20日
0103259	平成18年10月 1日	平成19年 4月23日
9202543	平成18年10月 1日	平成19年 4月26日

津市告示第153号

津市斎場の使用料の徴収業務の事務を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成19年5月10日

津市長 松田直久

徴収業務を行う場所	受託者	委託期間
久居庁舎	津市大倉3番4号 泉警備保障株式会社津営業所	平成19年5月1日から 平成20年4月30日まで
河芸庁舎	津市本町22番7号 東海警備保障株式会社	平成19年5月1日から 平成20年3月31日まで
安濃庁舎	津市栄町三丁目222番地 株式会社メイハンコーポレーション	平成19年5月1日から 平成20年3月31日まで
芸濃庁舎	津市大倉3番4号 泉警備保障株式会社津営業所	平成19年5月1日から 平成20年3月31日まで
美里庁舎	津市本町22番7号 東海警備保障株式会社	平成19年5月1日から 平成20年3月31日まで
香良洲庁舎	津市大倉3番4号 泉警備保障株式会社津営業所	平成19年5月1日から 平成20年3月31日まで
一志庁舎	津市栄町三丁目222番地 株式会社メイハンコーポレーション	平成19年5月1日から 平成20年3月31日まで
白山庁舎	津市本町22番7号 東海警備保障株式会社	平成19年5月1日から 平成20年3月31日まで

津市告示第154号

下記の者に対する充当通知書は、居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けるべきものから交付の申し出があれば交付する。

平成19年5月10日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第156号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体を認可し、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成19年5月15日

津市長 松田直久

1 名称

市場自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1)回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2)美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3)集会施設の維持管理
- (4)防犯灯・ゴミ集積所の維持管理
- (5)その他、本会の目的達成に必要な行事・事業等

3 区域

本会の区域は、津市芸濃町雲林院175-1番地、248番地、303番地、661-2番地、658番地、398番地、2738番地を結んだ区域とする。

4 事務所

三重県津市芸濃町雲林院357番地2の市場公民館に置く。

5 代表者の氏名及び住所

松谷 誼

津市芸濃町雲林院283番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の3分の2以上の承諾を得なければならない

9 認可年月日

平成19年5月15日

津市告示第 1 5 7 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 17 年安濃町告示第 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 9 年 5 月 1 5 日

津市長 松田直久

1 届出者

曾根区自治会

三重県津市安濃町曾根 609 番地 2

代表者 和田 弘

2 変更に係る事項

代表者の氏名 及び住所	変更前	後 藤 肇 津市安濃町曾根 637 番地
	変更後	和田 弘 津市安濃町曾根 669 番地

3 変更の年月日

平成 19 年 4 月 1 日

4 変更の理由

定期総会において新任

津市告示第158号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年美杉村告示第97号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成19年5月15日

津市長 松田直久

1 届出者

戸木自治会

三重県津市美杉町下之川3287番地

代表者 坂本 勝幸

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	中川三好 三重県津市美杉町下之川3207番地
変更後	坂本勝幸 三重県津市美杉町下之川3235番地

3 変更の理由及び年月日

定期総会において、平成19年4月1日より新任

津市告示第159号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成17年一志町告示第27号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成19年5月15日

津市長 松田直久

1 届出者

岩垣内自治会

三重県津市一志町波瀬4071番地

代表者 西谷利春

2 変更に係る事項

代表者の氏名 及び住所	変更前	西口正彦 三重県津市一志町波瀬4056番地
	変更後	西谷利春 三重県津市一志町波瀬4071番地

3 変更の年月日

平成19年4月21日

4 変更の理由

平成19年4月21日の定期総会において新任

津市告示第160号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成13年一志町告示第1号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成19年5月15日

津市長 松田直久

1 届出者

田尻区

三重県津市一志町田尻364番地

代表者 馬場嘉信

2 変更に係る事項

代表者の氏名 及び住所	変更前	山本博司 三重県津市一志町田尻535番地2
	変更後	馬場嘉信 三重県津市一志町田尻364番地

3 変更の年月日

平成19年4月22日

4 変更の理由

平成19年4月22日の定期総会において新任

津市告示第161号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成17年一志町告示第11号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成19年5月15日

津市長 松田直久

1 届出者

向川原自治会

三重県津市一志町大仰287番地

代表者 小野泰治

2 変更に係る事項

代表者の氏名 及び住所	変更前	太田政宏 三重県津市一志町大仰65番地
	変更後	小野泰治 三重県津市一志町大仰287番地

3 変更の年月日

平成19年4月15日

4 変更の理由

平成19年4月15日の定期総会において新任

津市告示第162号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成15年一志町告示第13号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成19年5月15日

津市長 松田直久

1 届出者

中村自治会

三重県津市一志町波瀬2047番地

代表者 近藤 明

2 変更に係る事項

代表者の氏名 及び住所	変更前	青木 敏人 三重県津市一志町波瀬2175番地3
	変更後	近藤 明 三重県津市一志町波瀬2047番地

3 変更の年月日

平成19年3月25日

4 変更の理由

平成19年3月25日の定期総会において新任

津市告示第163号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成6年一志町告示第19号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成19年5月15日

津市長 松田直久

1 届出者

遠河自治会

三重県津市一志町波瀬3577番地1

代表者 豊田盛人

2 変更に係る事項

代表者の氏名 及び住所	変更前	中川一益 三重県津市一志町波瀬3557番地
	変更後	豊田盛人 三重県津市一志町波瀬3577番地1

3 変更の年月日

平成19年4月21日

4 変更の理由

平成19年4月21日の定期総会において新任

津市公告第60号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成19年5月2日

津市長 松田直久

1 抑留日 平成19年 4月27日

2 抑留期間 平成19年 5月 7日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 桜橋	雑種	白茶	オス	中	不明	青い首輪 黒いリード

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第61号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成19年5月2日

津市長 松田直久

1 工事完了年月日

平成19年4月26日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市河芸町杜の街一丁目～五丁目地内（第3-1工区）

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市丸之内9-18

三交不動産株式会社 取締役社長 柳生 利勝

津市中央1-1

三重交通株式会社 取締役社長 奥田 卓廣

津市公告第62号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成19年5月10日

津市長 松田直久

- 1 工事完了年月日
平成19年4月27日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市中河原字矢倉下618ほか3筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市久居新町2764-20
堀口 英俊

津市公告第63号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成19年5月10日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成19年 5月 8日
- 2 抑留期間 平成19年 5月 11日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 榊原町	雑種	黒白	メス	中	不明	ビーグル系 首輪付き

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第64号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成19年5月10日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成19年 5月 9日
- 2 抑留期間 平成19年 5月14日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 栗真町屋町	ラブラドル レトリバー	ベージュ	オス	大	不明	鎖の首輪

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第 65 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように津市農用地利用集積計画を定めたので、同法第 19 条の規定により公告する。

平成 19 年 5 月 10 日

津市長 松 田 直 久

（「次のように」は省略し、その関係書類を津市農林水産部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）

津市公告第66号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成19年5月14日

津市長 松田直久

1 抑留日 平成19年 5月11日

2 抑留期間 平成19年 5月16日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 一身田豊野	雑種	白黒	オス	中	不明	
2	津市 一身田豊野	雑種	茶黒	オス	中	不明	

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第67号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成19年5月14日

津市長 松田直久

- 1 工事完了年月日
平成19年2月21日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市大里睦合町字大久保962-1ほか4筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
四日市市生桑町328
木下建設株式会社
代表取締役 木下 吉一

津市公告第68号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成19年5月15日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成19年 5月14日
- 2 抑留期間 平成19年 5月17日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 白塚町	雑種	白黒	メス	小	1歳 未満	

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第69号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成19年5月16日

津市長 松田直久

1 抑留日 平成19年 5月15日

2 抑留期間 平成19年 5月18日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 白塚町	雑種	白黒	不明	小	1歳 未満	

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第70号

津市営住宅の補充入居者を津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第215号）第4条第1項の規定により次のとおり公募する。

平成19年5月16日

津市長 松田直久

1 入居資格

次の各事項の条件を備える者

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
ただし、次に掲げる者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受ける事ができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。）にあつては、この限りでない。
 - ア 60歳以上の者（平成18年4月1日前に50歳以上の者）
 - イ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度である者
 - ウ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度である者
 - エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - オ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
 - カ 海外からの引揚者で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
 - キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
 - ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で（イ）又は（ロ）のいずれかに該当する者
- (イ) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して

5年を経過していない者

(ロ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者

(2) 入居申込みの日において、次に掲げる基準の収入のある者

A区分住宅 200,000円以下(裁量階層世帯268,000円以下)

B区分住宅 137,000円以下(裁量階層世帯178,000円以下)

裁量階層世帯・・・下記の要件のいずれかに該当する世帯

ア 申込者又は同居者(予定者を含む。)に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者であって、次に掲げる障害の程度の一に該当するものがある場合

(ア) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に記載された障害の程度が同法施行規則別表第5号の1級から4級までである者

(イ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級の精神障害者

(ウ) (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度と認められる知的障害者

イ 申込者が60歳以上の者であり、かつ、同居者(予定者を含む。)のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合(平成18年4月1日前に50歳以上の者)

ウ 申込者又は同居者(予定者を含む。)に戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同表第1号表ノ3の第1款症である者がある場合

エ 申込者又は同居者(予定者を含む。)に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者がある場合

オ 申込者又は同居者(予定者を含む。)に海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者がある場合

カ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

<収入の算出方法>

申込者及び同居者(予定者を含む。)の過去1年間における所得税法の例に準じて算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で

除した額を収入という。

ア 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族1人につき38万円

イ 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円

ウ 特定扶養親族1人につき20万円

エ 申込者又はアに規定する者に障害者がある場合には、障害者1人につき27万円（特別障害者の場合は、1人につき40万円）

オ 申込者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合その寡婦又は寡夫1人につき27万円（所得金額が27万円未満である場合には、当該所得金額）

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者

(4) 津市内に住所又は勤務場所を有する者

(5) 市町村税を滞納していない者

2 受付期間、受付時間及び申込方法

(1) 受付期間、受付時間

平成19年6月5日（火）から同月8日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 申込方法

入居申込は、住宅入居申込書に所定事項を明確に記載し、次の書類を持参し建設部市営住宅課（6階）及び各総合支所産業建設課（建設課）へ申込者又は事情の分かる家族の者が提出すること。

なお、住宅入居申込書は、平成19年5月17日（木）から建設部市営住宅課及び各総合支所産業建設課（建設課）で交付する。（ただし、土曜日及び日曜日は除く。）

ア 申込者、同居者（予定者を含む。）全員の市町村長の発行する所得・課税証明書

イ 申込者、同居者（予定者を含む。）全員の住民票の写し

ウ 市町村税の納税証明書

エ 婚約中の者は、婚約証明書（市営住宅課の用紙）

オ 立ち退きを請求されている者はその証明書

カ 心身障害者は手帳、母子世帯については戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）又は社会福祉事務所長の証明書

キ 現住居が借家、間借りの場合は、賃貸借契約書の写し又は過去3か月間（平成19年2月から平成19年4月まで）の家賃の領収書の写し

ク その他申込者の実情に応じて必要な書類の提出を求めることができる。

3 優先入居者

次の世帯等は、優先入居住宅に申込ができる。

- (1) 条例第5条各号に該当する世帯
- (2) 母子世帯（20歳未満の子と同居し、扶養している寡婦世帯）
- (3) 引揚者世帯（永住帰国を希望する中国残留邦人等の世帯）
- (4) 老人世帯（60歳以上の者及び一定条件を有する者のみからなる世帯）
- (5) 多子世帯（18歳未満の子が3人以上いる世帯）
- (6) 心身障害者世帯（身体障害者手帳4級以上の交付を受けた者等が含まれる世帯）

4 選考及び抽選

提出された申込書及び実情調査をもとに、入居適格者を選考する。

入居適格者の数が、募集戸数を上回った住宅については、津市営住宅等公開抽選実施要綱に基づき、公開抽選を行い、入居決定者及び入居補欠者を決定し、その当選順に希望の住宅を選択する。

優先入居住宅がある募集住宅の抽選は、一般住宅の抽選に先立ち優先入居適格者により優先入居住宅の抽選を行い、続いて一般住宅の抽選を一般入居適格者と先の優先入居住宅の落選者により、抽選を行う。

抽選は、平成19年6月29日（金）を予定

5 募集住宅及び戸数

A区分住宅

- (1) 白塚団地 4戸（2）
津市白塚町58番地3 鉄筋コンクリート5階建 3DK
家賃 15,000円 ～ 39,600円
- (2) 大井アパート 1戸 単身世帯可
津市中河原134番 鉄筋コンクリート4階建 3DK
家賃 11,300円 ～ 24,800円
- (3) 高洲町アパート 2戸（1） 単身世帯可
津市高洲町20番10号他 鉄筋コンクリート4階建 3DK
家賃 10,600円 ～ 23,800円
- (4) 阿漕2号館アパート 1戸 単身世帯可
津市柳山津興318番地 鉄筋コンクリート4階建 2DK
家賃 9,100円 ～ 15,400円
- (5) ぜにやま団地 1戸 単身世帯可
津市神戸1893番地 鉄筋コンクリート4階建 2DK
家賃 7,800円 ～ 12,700円

- (6) ぜにやま団地 5戸(2)
津市神戸1893番地 鉄筋コンクリート4階建 3DK
プレキャストコンクリート4階建 3DK
家賃 8,400円 ~ 27,500円
- (7) 藤方団地 5戸(2)
津市藤方297番地 鉄筋コンクリート5階建 3DK
家賃 12,600円 ~ 28,600円
- (8) 野村団地 1戸 単身世帯可
津市久居野村町893番地1 簡易耐火構造平屋建 2K
家賃 3,200円 ~ 7,800円
- (9) 相川団地 1戸 単身世帯可
津市久居相川町1957番地1 簡易耐火構造平屋建 2K
家賃 3,600円 ~ 8,000円
- (10) 森団地 1戸 単身世帯可
津市森町2134番地 簡易耐火構造平屋建 2K
家賃 4,300円 ~ 8,600円
- (11) 相川西団地 1戸
津市久居野村町2007番地1 鉄筋コンクリート3階建 3DK
家賃 13,500円 ~ 29,700円
- (12) 美里第1住宅 1戸
津市美里町北長野752番地1 簡易耐火構造3階建 3DK
家賃 14,300円 ~ 31,500円
- (13) 美里第2住宅 2戸(1) 単身世帯可
津市美里町北長野522番地1他 簡易耐火構造2階建 3K
家賃 8,000円 ~ 17,700円
- B区分住宅
- (14) 阿漕1号館アパート 1戸 単身世帯可
津市柳山津興318番地 鉄筋コンクリート4階建 2DK
家賃 8,600円 ~ 12,400円
- (15) 朝汐アパート 3戸(1) 単身世帯可
津市下弁財町津興802番地 鉄筋コンクリート4階建 2DK
家賃 7,400円 ~ 11,200円
- (16) 西城山アパート 4戸(2) 単身世帯可
津市城山三丁目10-1-303号他
鉄筋コンクリート4階建 2DK

家賃 8,600円 ～ 12,300円

()内は優先入居住宅の戸数で、募集戸数の内数

家賃は、平成19年度の月額家賃で、表示の範囲内で各入居世帯毎の収入等に応じた家賃となります。

また、平成20年度以降も、毎年度、入居者の収入や住宅規模等に応じた家賃となります。

6 入居の時期

平成19年7月下旬(予定)

津市公告第71号

津市営若者住宅の補充入居者を津市営若者住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例216号）第3条第1項の規定により次のとおり公募する。

平成19年5月16日

津市長 松田直久

1 入居資格

次の各事項の条件を備える者

- (1) 入居時において、夫婦の年齢が40歳未満の世帯で住宅に困窮していることが明らかな者
当該住宅に入居することが確実であり、かつ、善良な市民として定住することが見込まれる者
- (2) 条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力を有する者
- (3) 市町村税を滞納していない者

2 受付期間、受付時間及び申込方法

(1) 受付期間、受付時間

平成19年6月5日（火）から同月8日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 申込方法

入居申込みは、若者住宅入居申込書に所定事項を明確に記載し、次の書類を持参し建設部市営住宅課（6階）又は各総合支所産業建設課（建設課）へ申込者又は事情の分かる家族の者が提出すること。

なお、若者住宅入居申込書は、平成19年5月17日（木）から建設部市営住宅課及び各総合支所産業建設課（建設課）で交付する。（ただし、土曜日、日曜日は除く。）

ア 申込者、同居者（予定者を含む。）全員の市町村長の発行する所得・課税証明書

イ 申請者、同居者（予定者を含む。）全員の住民票の写し

ウ 市町村税の納税証明書

エ 婚約中の者は、婚約証明書（住宅課所定の用紙）

オ その他申込者の実情に応じて必要な書類の提出を求めることができる。

3 選考及び抽選

提出された申込書をもとに、入居適格者を選考する。

入居適格者の数が、募集戸数を上回った住宅については、公開抽選会を行い、入居決定者及び入居補欠者を決定し、その当選順に希望の住宅を選択する。

抽選日は、平成19年6月28日（木）を予定

4 募集住宅及び戸数

(1) コミュニティ瑞穂 2戸 津市美杉町太郎生1939番地

木造かわらぶき2階建 3LDK 家賃 32,000円

5 入居の時期

平成19年7月下旬（予定）

津市公告第72号

津市営住宅併設店舗の補充入居者を津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第215号）第4条第1項の規定により次のとおり公募する。

平成19年5月16日

津市長 松田直久

1 入居資格

次の各事項の条件を備える者

- (1) 改良住宅の入居者に必要な営業を営む者であって、当該営業により独立の生計を営むものであること。
- (2) 店舗の家賃が納付できると認められる者であること。
- (3) 本市の区域内に住所を有する者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。

2 受付期間、受付時間及び申込方法

(1) 受付期間、受付時間

平成19年6月5日（火）から同月8日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 申込方法

入居申込みは、津市店舗入居申込書に所定事項を明確に記載し、次の書類を持参し建設部市営住宅課（6階）及び各総合支所産業建設課（建設課）へ申込者又は事情の分かる家族の者が提出すること。

なお、津市店舗入居申込書は、平成19年5月17日（木）から建設部市営住宅課及び各総合支所産業建設課（建設課）で交付する。（ただし、土曜日及び日曜日は除く。）

ア 住民基本台帳閲覧申請書

イ 所得・課税証明書 平成19年度分（平成18年度中所得）の事業主世帯の全員分

ウ 市町村長の発行する営業証明書

エ 納税証明書

オ 申込をする業種について、経営上の免許や資格等を必要とする場合はそれらを証明する書類

カ その他申込者の実情に応じて必要な書類の提出を求めることができる。

3 選考及び抽選

提出された申込書及び実情調査をもとに、入居適格者を選考する。

入居適格者の数が、募集戸数を上回った住宅については、津市営住宅等公開抽選実施要綱に基づき、公開抽選を行い、入居決定者及び入居補欠者を決定し、その当選順に希望の住宅を選択する。

抽選は、平成19年6月29日（金）を予定

4 募集住宅及び戸数

(1) 西城山四号館店舗 2戸

津市城山三丁目10-4-104他 面積 43.53㎡

家賃 14,400円

家賃は、平成19年度の月額家賃です。

また、平成20年度以降も、条例で定められた家賃となります。

5 入居の時期

平成19年7月下旬（予定）